

戦没者等のご遺族の皆さまへ

# 「戦没者等の遺族に 対する特別弔慰金」 のご案内

(第十一回特別弔慰金)

請求期間 **令和2年4月1日**から**令和5年3月31日**まで



## 都道府県お問い合わせ先一覧

| 都道府県 | 電話番号         | 都道府県 | 電話番号         |
|------|--------------|------|--------------|
| 北海道  | 011-204-5269 | 滋賀県  | 077-528-3514 |
| 青森県  | 017-734-9278 | 京都府  | 075-414-4616 |
| 岩手県  | 019-629-5481 | 大阪府  | 06-6944-6662 |
| 宮城県  | 022-211-2582 | 兵庫県  | 078-341-7711 |
| 秋田県  | 018-860-1318 | 奈良県  | 0742-27-8509 |
| 山形県  | 023-630-2243 | 和歌山県 | 073-441-2476 |
| 福島県  | 024-521-7923 | 鳥取県  | 0857-26-7145 |
| 茨城県  | 029-301-3337 | 島根県  | 0852-22-5240 |
| 栃木県  | 028-623-3054 | 岡山県  | 086-226-7320 |
| 群馬県  | 027-226-2681 | 広島県  | 082-513-3036 |
| 埼玉県  | 048-830-3286 | 山口県  | 083-933-2800 |
| 千葉県  | 043-223-2337 | 徳島県  | 088-621-2170 |
| 東京都  | 03-5320-4077 | 香川県  | 087-832-3277 |
| 神奈川県 | 045-210-4917 | 愛媛県  | 089-912-2434 |
| 新潟県  | 025-280-5180 | 高知県  | 088-823-9662 |
| 富山県  | 076-444-3199 | 福岡県  | 092-643-3301 |
| 石川県  | 076-225-1411 | 佐賀県  | 0952-25-7058 |
| 福井県  | 0776-20-0566 | 長崎県  | 095-895-2427 |
| 山梨県  | 055-223-1454 | 熊本県  | 096-333-2187 |
| 長野県  | 026-235-7094 | 大分県  | 097-506-2688 |
| 岐阜県  | 058-272-8349 | 宮崎県  | 0985-26-7061 |
| 静岡県  | 054-221-3625 | 鹿児島県 | 099-286-2830 |
| 愛知県  | 052-954-6632 | 沖縄県  | 098-866-2175 |
| 三重県  | 059-224-3092 |      |              |

## 請求手続きの簡素化のため 「同意書」を廃止しました

同順位の方が複数いる場合は、お話し合いのうえ、代表して請求する方を決めていただくようお願いいたします。

## 国債の償還について

国債の償還金は、令和3年から毎年1回償還日(4月15日)以降に、年5万円ずつ支払いを受けることができます。

償還金の支払いを受ける場所は、請求手続きの際に、ご希望の郵便局等を指定していただきます。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/>

## ■制度の概要

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。



### 支給対象者

令和2年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

#### 戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### 支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

### 請求期間

令和2年4月1日から

令和5年3月31日まで

(この期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。)

### 請求窓口

お住まいの市区町村の援護担当課

### 留意事項

特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うこととなります。

詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村の援護担当課にお問い合わせください。